

【基盤研究(S)】

大区分A



研究課題名 パブリック・ドメインの醸成と確保という観点から みた各種知的財産法の横断的検討

北海道大学・大学院法学研究科・教授

たむら よしゆき
田村 善之

研究課題番号： 18H05216 研究者番号： 20197586

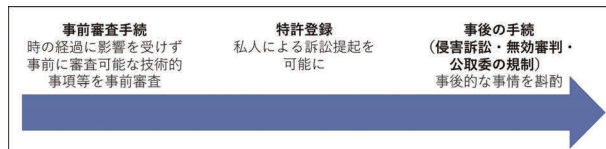
キーワード： 知的財産、パブリック・ドメイン、特許、著作権、商標

【研究の背景・目的】

従来の知的財産法学の世界では、知的財産の根幹に置かれることが多い知的創作物や創作者概念に比して、パブリック・ドメインは知的財産権の対象ではないものとして消極的に定義されるに止まり、スポットライトが当てられることは稀であった。しかし、知的財産法が創作を奨励し産業や文化の発展を目的とする以上、その究極の目標はパブリック・ドメインを豊かにし、人々にその利用を享受させることにあるはずであり、知的創作物の創作者に対する権利はそれを実現する手段に過ぎないはずである。本研究は、いかにしてパブリック・ドメインを豊かにし、その利用を確保するのかという観点から、パブリック・ドメイン中心主義の知的財産法の構築を目指すものである。

【研究の方法】

パブリック・ドメインの境界線上の紛争に対しては、権利成立の要件のところまで権利を認めるか否かというオール・オア・ナッシングの方法論の対処には限界がある。そこで、知的財産権は行為規制であり、権利の発生から侵害の成否を決する場面を経て権利の救済に至る一連のプロセスにおいて、関連する諸事情を関連する機関が適宜判断していくことで、望ましい行為規制を実現するというアプローチの下、権利成立、護範囲、救済のあり方等の各場面での対処を連動させてプロセス的に解決するという一般的方法論を確立する。

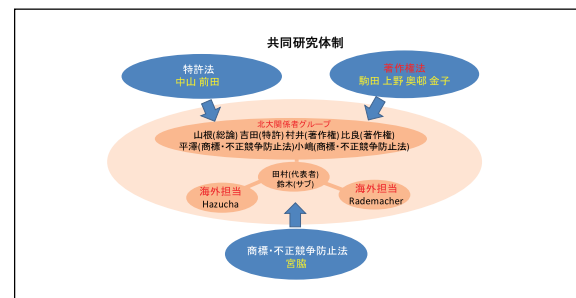


共同研究を遂行するに際しては、下図のような分業体制を構築する。情報法政策学研究センターの知的財産法研究会（北大）を中核としつつ、知的財産法研究会（名大）、知的財産判例研究会（比較法研究センター）、知的財産法制研究所（早大）、知的財産法政策研究所（明大）等の知的財産法関連の研究会を活用する。このような方式をとることにより、本研究自体の水準を引き上げつつ、さらにその成果を広く国内の知的財産法のコミュニティに還元する。

【期待される成果と意義】

知的財産権は、有体物に対する権利である所有権に比して、どのような行為を規制しうるのかということに関して制度設計の自由度が高いために、ロビ

イングの対象になりやすいところ、多数の者の利用を少数の権利者が規制することができるという権利の性質上、権利者に多大な利益を生みがちであるのに対して、利用者の方は権利者側に比するとその利益が分散し小さくなる傾向にあるために、ロビイングに熱心な権利者側の意向が強く政策形成過程に反映され、権利が過度に強化されがちとなる（少数派バイアス）。しかし、従来のような知的創作物や創作者を出発点とする議論は、むしろこのバイアスを促進する方向に働く。知的財産権の目的をパブリッ



ック・ドメインの醸成と確保に見出す立場を中心に据える本研究は、政策形成過程に参加しにくい者の立場をマインド・セットのデフォルトとすることで、政策形成過程のバイアスを議論により克服していくための基盤を提供するという意義がある。

【当該研究課題と関連の深い論文・著書】

- 田村善之「プロ・イノベーションのための特許制度の muddling through(1)-(5)」知的財産法政策学研究 35 号 27-50 頁・36 号 153-179 頁・39 号 293-315 頁(2011-2012 年)・46 号 269-292 頁(2015 年)・50 号 175-254 頁 (2018 年)
- 田村善之「著作物の利用行為に対する規律手段の選択一続・日本の著作権法のリフォーム論一」著作権研究 42 号 22-68 頁(2016 年)
- 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論ーデジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けてー」知的財産法政策学研究 44 号 25-140 頁(2014 年)

【研究期間と研究経費】

平成 30 年度ー34 年度
110,700 千円

【ホームページ等】

<https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/>
<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~ytamura/>